

基本構想ワーキンググループにおける検討状況

➤ 基本的な方針

- ・ 男女共同参画社会実現に向けたこれまでの取組を加速させる視点が重要である。
- ・ 「持続可能性」は重要なキーワード。企業は、多様な人材の活躍を自社の経営の観点から重視しているので、これをもっと強調しても良いのではないか。
- ・ 数値目標が一人歩きすると、登用にひずみが生じるのではないか。

➤ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- ・ 30%目標がガラスの天井のようになってはいけない。
- ・ 目標の数字ありきにしてしまうと、数字合わせになってしまう。大切なのは、家族責任やケアワークを男女がフェアに分担することができる環境の整備と意識の改革というのが国際的な趨勢である。無償ケア労働をあまりにも女性が担っていることが政治や社会における意思決定過程への女性の参画を阻んでいる最大の障壁の一つである。
- ・ 日本における女性の参画拡大は、国際社会の水準から見て、極めて低水準であることや、それによって優秀な女性の人材が日本から出て行ってしまうという問題意識を具体的に記載できると良い。
- ・ 企業等において、指導的地位に立つ女性を輩出するためのパイプライン形成を一層強化する必要がある。
- ・ 政治分野のポジティブ・アクションについて、4次計画よりも可能な限り踏み込んだ記載をすべきではないか。

➤ 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

- ・ 日本的な雇用が今、相当変わりつつある中、女性が不安定な立場にならないよう注視が必要。
- ・ 日本的雇用慣行の外にいる女性は低賃金という構造を崩していくという意味では、両立支援にとどまることなく、女性の活躍と経済的自立を課題の中心に据えるべき。
- ・ 就業を希望していながら、子育てや介護等を理由に求職を断念している女性に注目することは重要だが、男性に稼得役割を期待する女性の中には、就業を希望するかどうかの選択にすら至っていない方も少なくないのではないか。
- ・ 家事・育児時間がほぼゼロの男性が依然として少なくないという現実があることから、男性全体平均での家事・育児時間の引上げだけでなく、行動しない男性を減らしていく施策が重要である。性別による固定的役割分担意識から脱却することの重要性を改めて強く認識すべきではないか。

- 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
 - ・ 選択的夫婦別氏制について、通称使用が拡大したからといって別氏制が必要ないということにはならない。
- 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
 - ・ SDGs だけではなく、女子差別撤廃委員会からの最終見解や G7・G20 における国際合意をしっかりと受け止め、義務と責務を自国で果たすという観点をしっかり記載すべき。
 - ・ この数年で G7 や G20 などで行われた首脳級の国際合意について、首相自らがコミットしたものだということを記載すべき。特に、2019 年の G20 の大阪宣言は、首相が議長として取りまとめたものだということを明記すべき。
 - ・ 資本市場においては、ESG 投資がますます注目されるようになっている。そうした中、国連の PRI（責任投資原則）年次総会が 2020 年は東京で開催される予定になっており、世界がジェンダー平等に向けた日本の施策に注目している。
- 推進体制の整備・強化（地方の推進体制を除く。）
 - ・ 基本法に規定されている監視や影響調査の機能について、引き続き実効性を確保する必要がある。
 - ・ ジェンダー予算やジェンダー統計も重要だがそれを活用して分析し、法や政策、事業に落とし込んでいける人材の育成が必要。日本はこの観点が不十分。
 - ・ 男女別のデータ把握は重要であるが、性的マイノリティーの方々への配慮も重要。

➤ 他のWGに関連する事項

- ・ 男女共同参画の意義が理解されるための広報等、意識改革の取組が足りていなかったのではないかと。（人材・意識WG）
- ・ 家事・育児時間がほぼゼロの男性が依然として少なくないという現実があることから、男性全体平均での家事・育児時間の引上げだけでなく、行動しない男性を減らしていく施策が重要である。性別による固定的役割分担意識から脱却することの重要性を改めて強く認識すべきではないかと。（人材・意識WG）
- ・ 男女とも、古い伝統的な役割が消えないままで新しい役割が加わっているため、二重負担に苦しんでいるのではないかと。古い役割から男女とも解放されるようにすべき。（人材・意識WG）
- ・ ハラスメントは、雇用だけでなく、学術やスポーツ界等、様々な分野で起こるもの。雇用等の分野以外の箇所にも書いておく必要があるのではないかと。（各WG共通）
- ・ ジェンダー規範は学校の中で内面化していくので、ジェンダーも取り上げられるよう、学校との連携が必要。（人材・意識WG）

人材・意識ワーキンググループにおける検討状況

➤ 科学技術・学術における男女共同参画の推進

- ・ 社会一般では、男性と女性を分けること自体が差別という論調が強かったが、近年の男性と女性の差を認識・対応する動き（例：創薬の際の動物実験やシートベルトの設計など）を踏まえ、性差の違いを研究し、工学や社会に埋め込むことが必要。
- ・ 競争的資金の評価軸に、女性に不利にならないよう、ジェンダー視点を入れ込むことが有効。
- ・ 科学技術・学術における女性研究者比率として、最新値の 16.6%という数字ばかりが目立ちはちであるが、その目標数値に拘泥するだけでは実態は変えられない。分野ごと、地域ごとの課題を精査するなどして、実効性のある対策を考えるべき。
- ・ 大型研究のリーダーに、女性や若手を増やすことが必要。このため、新たに、大型研究におけるリーダーの女性比率を成果目標としてはどうか。

➤ 教育を通じた意識改革、理解の促進

- ・ 国際的な視点や学校現場での影響力を考えると、第5次計画の目標設定に（第4次計画で掲げた「教頭以上に占める女性比率」に加えて）初等中等教育機関の「女性校長比率」を追加すべき。
- ・ 現行の教員養成のカリキュラムに男女共同参画を学ぶ講座を含める。
- ・ 初等中等教育における授業研究や教材研究、教員の管理職育成研修や、教員免許更新講習の中に、男女共同参画を学ぶカリキュラムを含めるべき。
- ・ 初等中等教育機関におけるジェンダー視点が醸成されるような働きかけが必要。教員の新たな負荷（業務追加）と見なされない様な工夫が求められるが、総合的な学習の時間や道徳など既存の教育活動の一部に組み入れてもらう余地はあるのではないかと。例えば、ジェンダー教育を開始する初期の段階においては、優良コンテンツや教え方のノウハウが求められるだろうから、地域の男女共同参画センター等から講師派遣などの支援が（教員の負荷軽減策として）考えられる。

➤ メディアを通じた意識改革・理解促進

- ・ これまでの基本計画において、メディアは男女共同参画を意識啓発の手段の対象として位置付けてきたが、メディア業界の労働環境の問題（組織体制のジェンダーアンバランス、長時間労働や働く現場でのハラスメント等）が、配信内容にも影響を与えている場合も考えられる。このため、意思決定過程に参画する女性の登用について、具体的な目標設定を支援することが必要。
- ・ 意識改革の目標として、現行の4次計画の成果目標である「『男女共同参画社会』という用語の周知度」について、見直す必要はないか。
- ・ 第4次計画において、教育・メディアは第10分野に含められているが、教育機関には政府が直接的にアプローチできる一方で、メディアは政府からの自由を訴求する組織である点を踏まえ、第5次計画における分野の区分けの検討の余地がある。

➤ 男性にとっての男女共同参画

- ・ 男性のハラスメント加害者の対応等に加え、男性向けの、男性相談員による相談窓口の整備が必要。それには、ジェンダー視点をもつ男性相談員の養成が必要。
- ・ 男性が産前の両親講座に参加しない最大の理由に「強制や必須参加ではなかったから」との調査結果があるが、強制力が強くなると反発されるリスクもあるため、何等かの工夫が必要。また、両親講座の土日・夜間開催を望む声が男女ともに高いことは注目に値する。
- ・ 「育児休業制度」の名称を、ドイツで行われたように、例えば「親専任制度」と名称変更してみるのも一考。日本人の休むことへの後ろめたさを解消させ、男性取得率改善が期待できる。

➤ 他のWGに関連する事項

- ・ 2020 年までの成果目標（例えば男性の育休取得率 13%）について、未達成になるなら、（その理由を分析するなどの）振り返りが必要。その結果を踏まえて、次の目標設定を行うべき。（全体）
- ・ 第 4 次基本計画までは、女性についてのみライフステージ毎の疾患について取り上げている。性差という視点を用いた男女ともへの健康支援への提言が必要ではないか。（安全・安心WG）
- ・ 女性医師の妊娠・出産・育児と仕事の両立支援策の普及に加え、性別役割分担意識という無意識のバイアスの解消も必要。（安全・安心WG）
- ・ 医療の高度化・複雑化や医療安全に対する意識の高まりに伴って患者の要求レベルも上がり、医療従事者の体制維持が困難となっている。（安全・安心WG）
- ・ 指導的な立場の女性医師を増やすには、女性医師の就業継続や出産後の復職支援が必要である。それには長時間労働の是正、コメディカル導入等の医療体制の見直し、ICT の活用とともに節度のある医療資源の活用を促す様な国民への意識改革、無意識のジェンダーバイアスの解消、医学研究の場で男性医師が女性医師よりも評価されるといった課題の解消が必要である。（安全・安心WG）
- ・ 女性アスリートに特化した健康支援が不足しているのではないか。（安全・安心WG）
- ・ 男性のハラスメント加害者の対応等に加え、男性向けの、男性相談員による相談窓口の整備が必要。それには、ジェンダー視点をもつ男性相談員の養成が必要。（人材・意識WGと安全・安心WGでの記載を検討）

地域ワーキンググループにおける検討状況

➤ 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進

○地方創生関係

- ・ 地方創生と女性活躍はコインの表裏の関係である。地方圏から大都市圏への若年女性の人口流出に歯止めがかからないことが課題。
- ・ 地方部において、女性が女性であるという理由だけで能力を発揮できないとすると、社会的損失であり、経済的損失であり、公正さの欠如である。
- ・ 課題は、固定的な性別役割分担意識が根強く存在していることや、地方企業の経営者等の理解が足りないことである。地方が女性に選ばれていないのは、長年の男性中心社会が女性の居場所と出番を奪っているからと言える。
- ・ 男女共同参画が進む地域には、経済的活気もあり、女性もとどまる。国と地方が一体となって意識改革を進めていかないといけない。
- ・ 中小企業・小規模事業者に対するポジティブアクションが必要である。
- ・ 「地域女性活躍推進交付金」により、多様な主体による連携体制の構築や地域の実情に応じた女性の活躍推進の取組を引き続き支援する必要がある。

○地域活動関係

- ・ 誰もが身近にある地域社会を、活力があり、持続可能なものとするためには、多様な住民の活動への参画とリーダーとしての女性の参画の拡大への取組が必要である。
- ・ 自治会や町内会の活動に、女性の視点、女性の意見を取り入れ、反映することが重要であり、男女複数制の役員構成などが有効である。
- ・ 固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、男性の意識改革とともに、女性の意識改革を行う必要がある。
- ・ 地域づくりのプロセスに女性が関わる体制をしっかりと作ること、女性の活躍の場が広がるとともに、女性参画に対する周囲の理解が促進される。

○農山漁村関係

- ・ 農山漁村関係の政策は、産業政策だけでなく、地域政策でもある。農山漁村の持続可能性は、国土の持続可能性に直結する。
- ・ 就農人口が減少する中で、基幹的農業従事者に占める女性の割合は低下傾向にある。高学歴化等により女性の職業選択の幅が広がり、都市部への女性の流出が続く一方、還流・流入が少ない。一方で、移住や定住、地域おこし協力隊など、農産漁村を目指す外部の女性は多い。
- ・ 女性の職業選択の対象としての農林水産業の魅力向上を図る必要がある。
- ・ これまでは結婚を機に家族経営への参画として就農する女性が多かったが、近ごろは、部門経営、兼業世帯の経営、農業法人、新規参入、地域の有志等との経営など、就農ルートが多様化している。家族経営協定の推進や女性認定農業者への支援も引き続き必要。
- ・ 農山漁村に関わる女性人材の増加に向け、新規就農者を含め、農山漁村に関わる人口の

増加など裾野を広げる取組が必要である。こうした観点から、目標の在り方についても検討してはどうか。

- ・ 農業委員・農協委員等への女性登用は、地域差が大きい。女性ネットワーク活動の活性化に向けた支援、首長や男性リーダーの理解、目標値を定めた推進が求められる。
- ・ 農村女子といっても、既婚者、未婚者、農家出身、非農家出身、外国人など様々であり、きめ細かな施策が必要である。
- ・ ライフデザイン教育の中で農林漁業が職業選択の一つとして取り上げられていない。

○環境関係

- ・ 環境問題や気候変動がもたらす様々な影響が女性と男性で違いが生じることを踏まえ、意思決定過程への女性の参画拡大、また、男女共同参画の視点に立った取組が重要である。
- ・ 環境政策の意思決定過程に女性の参画を増やすことが重要である。
- ・ 単に自然環境だけではなく、社会環境とか文化環境、いろいろな環境の捉え方があり、環境問題は広範囲にわたる。男女共同参画基本計画のすべての分野に関わることであり、分野の位置付けが難しい。

➤ 男女共同参画の視点からの防災・復興体制の確立

(別途行われている「男女共同参画の視点からの防災・復興に関する検討会」を踏まえ、4月下旬に開催する第3回地域WGで議論を行う。)

➤ 推進体制の整備・強化 3 地方公共団体や民間団体等における取組の強化

(地方公共団体、国立女性教育会館、男女共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、地域経済団体、労働組合等)

- ・ 男女共同参画計画の策定率が特に町村部で低い。限られた人材と財源が課題となっている。自治体ごとに現状や課題は様々であり、画一的な対応では効果が得られにくい。また、女性活躍のための十分な財源が必要。
- ・ 地域女性活躍推進交付金を継続し、柔軟で使いやすい運用とすることが必要である。
- ・ 地域活性化伝道師などの現状と課題を参考にして、男女共同参画・女性活躍に関して国から専門家やアドバイザーを市町村に直接派遣する制度が有用である。
- ・ 男女共同参画センターは、専門家集団であり、貴重な社会資源であるが、権限や財源が十分でないという課題がある。センターの実情や課題を把握し、地域のプラットフォームの機能を果たせるようにノウハウや好事例を共有するための支援が必要である。

➤ 他のWGに関連する事項

- ・ 「環境分野における男女共同参画の推進」の分類については、意識啓発、科学技術、防災、教育など、広範にわたる内容であり、非常に分類しづらい事項である。(人材・意識WG)
- ・ 地域にとって大きな課題は、根強い性別固定的役割分担意識の変革と、中小企業・小規模事業者の取組促進である。(人材・意識WG)

安全・安心ワーキンググループにおける検討状況

当WGでは以下3つの分野をカバーしており、検討にあたっては、3つの分野が別個に在るのではなく「相互に関連し合っている」ことを共通見解として進めている。

➤ 「生涯を通じた女性の健康支援」について

- ・ 健康寿命を延ばすためには、病気やリスクの予防を、胎児期・幼少期から成熟期（生産期）、老年期までつなげて考え、女性の健康を包括的に支援していく（ライフコース・アプローチ）といった考えを用いて、思春期や胎児期などの若いうちからの対策が必要。また、運動機能の低下のために移動に障害をきたすこと（ロコモティブシンドローム）や加齢や疾患により骨格筋量が減少し、身体機能の低下が起こること（サルコペニア）等による高齢期の介護ニーズを減らすための取り組みは、更年期からスタートさせることが重要。女性は性虐待・性暴力・DVなど、健康の社会的決定要因の影響を受けやすいことにも留意。副次的に生じうる健康リスクを認識し、これに気が付ける医療（性差医療等）が必要。
- ・ 妊娠を計画している女性だけではなく、すべての若い世代の男女に向けた健康づくりを行っていくプレコンセプション・ケアが重要。（不妊の原因が男性の場合もあるため、男女問わず推進していくことが必要。）
- ・ 胎児期の環境が成人疾病リスクに影響すると考えられている。健康課題は妊娠期やそれより前の時期から必要な対策を講じることで、社会的コストを大幅に少なくできる可能性がある。
- ・ 女性のライフサイクルの変化による新たな健康課題への対応が必要。出産回数が減ったことや初産年齢が遅くなったことにより、月経が増え、月経があることによって病気が増えた。こうしたことも含め、生涯にわたって女性が活躍できるよう、若い時からもっと女性の健康に関する教育をしていくことが重要。
- ・ 働き方と健康は密接に関連している。自分や自分の子供の健康状態を理由に、「働きたいけれど働けない女性」がいることは課題である。複数の仕事を掛け持ちする働き方は健康を阻害しがちである。ひとり親がそのような働き方をしなくて済むとか、子供と過ごす時間を持てるとか、働き方の質の向上についても考える必要がある。
- ・ 短時間勤務又は短期雇用契約の場合は、健康診断の受診機会が限られるといった課題がある。
- ・ 乳がんや子宮頸がんなどの検診が有効な対象をターゲットに情報を届け、受診等適切な行動を引き出すよう工夫すべき。
- ・ 女性の就業者の増加に伴い、各企業において、男女ともに、各世代の女性の健康に関する正しい知識を提供することが必要である。そのためには、各企業において、健康に関する理解を促す研修や、適切に検診を受診しやすい環境づくりを進める必要がある。
- ・ 更年期世代の女性は、職場や社会において多くの役割を担う年代であり、その活躍は地域及び社会経済にとって重要であるため、更年期障害や更年期以降に発生しやすい生活習慣病等に関する啓発や健康教育、及び医療の充実により健康を向上させることは職場にとっても有益である。

➤ 「女性に対するあらゆる暴力の根絶」について

当該分野については「女性に対する暴力に関する専門調査会」（以下、「暴力専門調査会」。）において議論がなされているところであり、第3回第5次基本計画策定専門調査会においては、「DV対策」「性犯罪・性暴力」「若年層に対する暴力」「その他」について、暴力専門調査会における主な意見が報告されている。安全・安心WGでは、暴力専門調査会における議論を踏まえ、さらなる検討を行った。

- ・ 女性に対する暴力は、性別に基づく暴力行為であって、女性に対して身体的、性的、若しくは心理的な危害又は苦痛となる行為、あるいはそうなるおそれの行為であり、さらにそのような行為の威嚇、強制若しくはいわれのない自由の剥奪をも含み、それらが公的生活で起こるか私的生活で起こるかを問わない。また、その背景には、社会における男女間の格差の問題がある。
- ・ DV等への介入は、リスクの程度に応じた対応が講じられるべき。海外では客観的なデータに基づくリスクアセスメントが行われているが、日本のDVの分野ではほとんど相談員の経験知に頼ったアセスメントが行われており、その妥当性についての客観的な検証が必要。
- ・ 虐待対応とDV対応の関係は、現行法の枠組みでできることと、法改正が必要なことの整理をすべき。法改正まで踏み込むことができるのか検討が必要。
- ・ DV被害者支援の一環として、加害者更生プログラムが必要。
- ・ 中長期的な支援として、トラウマケアが欠かせない。
- ・ DV支援は被害者側が逃げるのが前提になっている。何故DVの被害者側が大変な思いをしなければならないのか。他国では加害者側に立ち去りを求めることを基本とする取組がある。
- ・ 女性に対する暴力の相談、被害者の擁護、被害からの回復支援、加害者の処罰に関する法整備、二次被害を受けない公正な刑事司法プロセスの確保が必要。
- ・ 暴力は身体を傷つけるのみならず、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど、心への影響も大きく、その後の人生に大きな支障をきたし、貧困や様々な困難にもつながることもある深刻な問題。
- ・ 暴力の被害者に対しては、相談から保護・自立支援、自立後の継続的支援に至るまで、行政と民間団体とが連携し、時代とともに多様化する女性が抱える困難への対応とも連携しながら、専門的な支援を早期から切れ目なく、包括的に提供することが必要。
- ・ 暴力の被害者への切れ目ない支援のための関係機関連携の重要性は重ねて指摘されている。そのための情報共有のあり方に関しても、現行法の枠組みでできることと、法改正が必要なことの整理をすべき。
- ・ 国際的な合意文書においては、ジェンダーに基づく暴力（Gender-Based Violence）という表現が使用されている。性別に起因する、多様な暴力の被害者に対する支援の充実や相談に対応できる体制整備が必要。

➤ 「貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備」について

- ・ 65 歳以上の高齢層の貧困率は、男女共に下がってはいるものの、男性の方が下げ幅は大きく、男女差が拡大している。高齢層の貧困率は、その前のライフステージにおける働き方や生活課題を受けて累積化していくものでもあるので、ここにおいても、雇用の問題や働き方の問題、社会保障の問題など、他のWGの分野にも密接に関わっていると考えられる。65 歳以上の高齢女性の貧困率は、単独世帯の貧困率が 1985 年からの 30 年間で 70.1%から 46.2%に下がったが、それでも約 2 人に 1 人という高水準である。
- ・ 世帯構造別に見ると、20 歳～64 歳の勤労世代の貧困率は、子供のいる世帯で上昇傾向にある。また、単独世帯の貧困率は減少してきているとはいえ、依然として約 3 割もある。
- ・ 単身女性高齢者が大幅に増加すると見込まれることから、女性を含めた高齢者自身の安心できる生活と介護離職によって高齢期の貧困リスクが高まることを防止する観点からも、本計画期間中に将来に渡って介護を持続的に提供するための取組が必要。
- ・ 母子世帯の貧困率は、様々な対策を講じてきたが、1985 年からの 30 年間で 60.4%から 47.6%に下がっただけで、再分配前の貧困率で見ると 61.8%から 57.9%であり、再分配以外の貧困対策の結果が出ていない。これまでと違う対策を考える必要がある。また、母子世帯の貧困は、女性の貧困の特徴が象徴的に表れているものであり、女性全ての貧困の問題であると捉えるべきであり、共働きが増えても、男性片稼ぎに沿ったシステムが変わっておらず、その不利がシングルマザーに集中している点に留意する必要がある。
- ・ 貧困については、子供の貧困対策のみならず、高齢、疾病などの理由で働くことができない全ての女性等が貧困に陥ることがないように、個々の生き方に沿った支援を行う必要がある。
- ・ セーフティネットの機能としての多様な支援を行うとともに、その支援が届きやすくなるよう改善に努めることが必要。
- ・ 介護の分野における通所やデイケアのような機能が、児童福祉の分野にもあれば良い。
- ・ 子供の医療費は自治体によって窓口負担が異なるが、3 割負担の自治体等では受診抑制が掛かってしまっている。
- ・ 当WGでは、「ひとり親世帯の『母親』」や「子供が 18 歳以上になって様々な支援が受けられなくなった『母親』」に対するケアなど、「女性」の問題として切り出して焦点を当てるべき。もちろん子供がいない女性も検討対象（子供がいないDV被害女性など）。
- ・ 外国人女性が抱える課題は、日本人女性と共通するもの（DV、貧困など）と外国人であることによるもの（在留資格の壁など）がある。外国人女性を支えるためには、包括的な支援、人材育成、多文化共生、実態調査が必要である。
- ・ 女性であることと障害を持つこと等が重なることによる複合的な困難への対応が求められていることに留意すべきである。

（その他）

- ・ 今般の新型コロナウイルス対策が契機となり、テレワーク普及の加速化など働き方が大きく変わる可能性がある。そのことが男女の働き方、暮らし方に異なった影響を及ぼす可能性に留意し、困難な状況にある女性等の安全・安心がさらに損なわれることがないようにしなければならない。

➤ 他のWGに関連する事項

- ・ 母子世帯は、就労率は高いものの働き方に問題（非正規雇用、同一労働・同一賃金等）があるため、貧困率が高くなっている。（基本構想WG）
- ・ 医療、介護、年金の制度自体の検討もしていかなないと、貧困、健康、暴力等の問題の解決は困難。（基本構想WG）
- ・ 本WGの問題は、健康保険料が払えない人が検診を受けられないケースなど、社会保障制度の問題にも関わってくる。（基本構想WG）
- ・ 連帯保証人がいなかったら母子・父子・寡婦福祉資金の貸付を受けられなかったりする。各種支援制度の利用条件の見直しも検討すべき。（基本構想WG）
- ・ 女性の貧困全体については、雇用の分野の課題が最も密接に関係しており、その点をしっかり言及していくべき。（基本構想WG）
- ・ 良い政策のためには、現場の情報と政策立案をつなぐ必要がある。行政の第一線機関の情報だけでなく、民間団体にある支援対象者の情報を見える化する実態調査が重要。調査や政策の専門家と民間団体が一緒に進めるべき。（全WG）
- ・ 民間団体の支援リソースを充実するため、公的支援だけでなく民間資金の還流を促す仕組みが必要。民間団体の活動の見える化や寄附や企業 CSR 活動等とのマッチングを検討したい。（全WG）
- ・ 阪神・淡路大震災、東日本大震災をはじめとする過去の大規模災害は男女に異なった影響をもたらしたこと、災害後に女性に対する暴力の増加があったことが知られている。第11分野「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」を扱う分野においては、過去の大規模災害時の状況とそれへの対応から得られた知見を、自然災害に限定せず、危機的状況時における対応として、その際、世帯を単位とする支援策について、DVの加害者からの追跡を避けるために住民票を移していない女性に経済的支援が届かないといったことがないようにすること等も含め、書き込んでいただきたい。（地域WG）